

蘇東坡と王安石の新法

河村 晃太郎

一 はじめに

熙寧元年（一〇六八）四月、神宗皇帝に信任され翰林学士となつた王安石が、いつでも皇帝に謁見できる権利を得たことから、彼の政治改革が開始された。所謂王安石新法である¹⁾。国家財政を充実させ、国境の防備を固めるため軍隊を増強するという目的ではじめられたこの改革は、従来うやむやのうちに私腹を肥やしていた官僚や大商人たち兼併家の利権を停止しようという試みであつた。王安石の計画では、政財界が肅正され、人民は充足し、軍備が拡張され、国家は繁榮するはずであつたが、翌年より新法が行われるやいなや、一部官僚の間から猛烈な反発がわき起こつたのである。理由はどうあれ、彼等の目には許し難い改悪と映つたやうで、さまざま側面から反論が展開された。当時反対派の官僚の中には、司馬光や文彦博、張方平等がおおり、蘇東坡もその人脈に連なつて新法の実施に難色を示した一人である。しかし蘇東坡は交わりの深かつた張方平をはじめ、親交の厚い人々が反対派にまわつたからといって、軽々しくその尻馬に乗つたわけではない。彼には彼なりの理由があつたのである。

これまで蘇東坡と王安石の關係に説き及ぶ研究では、概ね両者の政治的見解の相違にのみ着目してきた嫌いがあ

る。横山伊勢雄氏は蘇東坡が政治批判の詩を書いた積極的な動機は、当時の政治状況に対する危機意識であったと論じている。また朱靖華氏は両者の政治思想の相違を強調しており、木斎氏も蘇東坡の思想体系と新法との根本的性質の矛盾から、反目がはじまったと説いている^②。こういった要因は確かに抜きがたく存在するのだが、それは事柄の上澄みであって、根本ではないのである。

蘇東坡は後に新法を非難する内容の詩文を数多く書き、その揚げ句朝政を誹謗し皇帝を侮辱したとして、当局に検挙されている^③。政治的見解の相違であれば、論理的反論の場として上書という形式が与えられており、それは皇帝に対する諫言であって、侮辱ではあり得ない。司馬光や蘇轍といった旧法党の主だった人物たちは、たいてい様々な機会を捉えて上奏し、しつこく反対論をとなえている。だが、蘇東坡は二つの「上皇帝書」^④および「擬進士対御試策」^⑤を奉つて以来、目立った反対論文を書いておらず、政治家としては沈黙しているのである。「宋史」『統資治通鑑長編』といった史書にも、会議などで献言する場面は書かれていない。そのため、反対派についてはどういった事情があったからなのか、また、批判を公的な発言の機会を捉えて行うのではなく、詩文という形で私的に発表したのはなぜなのか今ひとつ分かりづらいのである。

本稿では、こうした疑問から蘇東坡と王安石の関係を分析し、のちに「烏台詩案」^⑥としてやり玉に挙げられる新法批判の詩文が、どのような心理のもとに書かれたのかについてあきらかにして行きたい。

二 「宋代の士風」と歴史叙述

宮崎市定氏の「宋代の士風」^①は、従来醇良であると語られてきた宋代士大夫の有り様を、漠然とした印象ではなく、実際はどうだったのだろうかという視点から論じたものである。宮崎氏は、宋代の官僚群を形成する士大夫層にずいぶん批判的であり、どうやら言われているほどには褒められた連中ではなかったと結論づけているが、その当否は今は問題ではない。私が注意を向けたのは、歴史と教科書をめぐる次のような考え方である。

宮崎氏によれば、宋代の士大夫が醇良であったという認識を後世にもたらした朱子の『名臣言行録』は「教科書」であるから、読んだためになるものであれば、事実が怪しくても構わないし、全く架空の物語であつても差し支えないという編集方針のもとに作られている。一方、「歴史」は虚飾を交えず、「事実」のみを提示しなければならぬ。そして氏はこの歴史の立場から朱子がゆがめてしまった「名臣」たちの裏の顔を、次々と暴き立ててゆくのである^②。

しかしこのとき語る内容が、例えば「宋代士大夫の俸給」ではなく「士風」というごく曖昧な概念のようなものであつてみれば、「事実」だけでは割り切れぬものが出てくることはいたしかたないだろう。宮崎氏は教科書的に画一化された人物の評価規準を、裏返して見せたに過ぎず、場合によっては事実を氏の好みに合わせて調査、案配していることもあるのではないか。「歴史」がただひたすらに「事実」のみを問題とするならば、士風の善悪といったような形而上学的な価値観に立脚して、はっきりした証拠の提示がたいものを考察したところで、確かな答えは出ないに違いない。そうすることになにか意味があるとすれば、宋代の「名臣」たちが名声の裏で行っていた良からぬ行為を暴くにせよ、そこに宋という時代のもつ雰囲気と、そこに生きる人々の姿を描き出すことにある。

実はそういった意味でこそ、この論文はすぐれているのである。なんとなれば宮崎氏は、これまで人々が漠然ともっていた、宋代士大夫に対する印象を塗り替えたのではなく、宋代の官僚群像を見事に描き、宋という時代を、読者の目の前に点綴して見せたからである。すなわちこの論文の真価は、本文中に述べられているように、醇良である伝えられてきた宋代の士大夫たちが、実はそれほど立派な人々ではなかったという点を考証して見せたところにあるのではない。「宋代の土風」は、著者の意図がどうであれ、宋代の士大夫たちを血の通った人間として描き出している。宮崎氏の論述はあくまでも科学的——これは氏の好んだ表現である——だが、その「語り」の部分において、たんなる事実の考証を突き抜けている。氏がオムニバス式に展開してみせる士大夫たちの裏側は、建前ではない生きた人間の姿であり、宋という時代の空気を巧まずして十全に再現しているのである。

こうした問題点に関して、ツヴェタン・トドロフは「真実の証言」について書かれた書物と、「架空の証言」について書かれた書物」との間に区別を設ける理由はない、というポール・ヴァレリーの言葉を引用し、歴史叙述のあり方に言及している^⑨。

つまり、我々が評価するのは真実らしさであつて、真実ではない、といつてもいい。すなわち真実というものはなく、真実についての言説だけがある。また、世界の真実というものもなく、ただ世界の真実についての解釈があるだけである。そして、重要なのが言説なのであつてみれば、真実よりも真実らしさの方が重んじられるのであり、歴史家も民族学者も自分たちの頑固な規則に従つて事実として確立できるものだけを報告するのではなく、細部の真実の彼方にあるもつと高次の真実に近づかなくてはならない。「すなわち、歴史家も民族学者も自分たちの頑固な規則によつて、起こつたこと、事実であるとして確立できるものしか報告してはならない。それにたいして、小説家は『真実の言葉というあの迷信をもたない』ために、細部の真実の彼方にあるもつと高次の真実に近づくことが

できる。だから歴史家と民族学者は、小説家について修行すべきであろう^⑩と述べるトドロフは「真実」を「適合の真実」と「露呈の真実」に分け、前者の目的を事実として確立することで、真実は全か無かであり、後者の目的のある現象の本性を露呈させることであり、真実はより多いか少ないかであるという。だから「小説家が露呈としての真実だけを望んでいることが本当だとしても、歴史家（あるいは民族学者や社会学者）も異論の余地のない事実の確立だけで満足することは出来ない^⑪」のである。

ところで宮崎氏は、蘇東坡も醇良ならざる通俗な人物として名をあげているが、反対に王安石に対しては、たいそう好意的である。こういった書き分けは学問的根拠があるにせよ、どうやら個人的好悪の感情によってそうしているかのように見受けられる。そのような感情は次の文章からも読み取ることが出来る。

恐らく旧法党が新法に反対した腹の中は、青苗法などを設けて富民の利を奪ったという所が本音で、色々な非難の声はそこから副次的に発せられたものと思われる。役法の改正に当っては、もつと露骨な階級意識から出た議論が反対党から発せられている。仁宗・英宗時代の差役法の弊害は、官吏が農民を官衙の役に指名して、単に労役に当らせるのみでなく、金銭を出させて官吏の宴会費乃至は生活費に宛てしめる所に農民の苦悩があった。王安石の募役法は逆に農民に給料を与えて官衙の役に就かしめるので、これでは官吏が役に当った農民を搾取することが出来なくなる。之について蘇軾の言に曰く、「官吏という者は親戚から離れ、墳墓の地を去つて、四方に赴任するものであるが、それは公事の隙には時たま愉快な散財をしたいからである。これは人の至情である。若し士大夫の生活に少しも潤いを与えぬならば、それは危邦の陋風と言うべきで、太平の盛観ではない」（長編拾補卷六）。……王安石は反対党の議論を抑える時に、いつも流俗という言葉を用いている。蘇軾

や文彦博の議論は、確かに流俗と卑しめられる値打のあるものであるが、併し流俗というものは常に大きな力を持つてゐるものである。王安石の新法は結局、この流俗の力に押流されて了つたのであつた。

ここに書かれた歴史学的見解については概ね首肯しうるとしても、この王安石に加担した言説が、全ての虚飾から自由な、真の事実かどうかは分からない。一体宮崎氏の文章の端々には、蘇東坡を低く見積もろうとする意図が明らかに認められるのである。「北宋史概説」¹²においても、

最も妥当なる募役法に対しても非難はあつた。倉庫の番には素朴なる農民に限る。給料取りの番人はやがて費い込みをするであらう、寛剩錢を取るの人民を剋剝するものである、等々はなお真面目な議論であるが、ないしんはこれ迄何の義務もなかつた官戸が、新たに負担を当てられた腹癒せが多かつたであらう。蘇軾が「募役法が行われては、金持の百姓を引張り出して来て、おごらせることができず、官吏となつた張合いがない」といつたのは隠れもない事実であつた。蘇東坡のいいそうなことである。

と、蘇東坡の流俗ぶりを遺憾なく描写している。しかしそれでは蘇東坡が何故「流俗」となり終えてしまつたかと問うとき、「流俗だから流俗となつたのだ」といつたような同語反復的な答えしか見いだせないのである。

宮崎氏は「宋代の士風」を、

……併し今日としては吾人にとって、もつと重要なことは純粹な歴史学的見地からの、名臣言行録的な士大夫

史観の克服である。あらゆる史料は、そこから士大夫的色彩と党派感情とを抽出して後使用するのだから、中国近世社会と政治の実体が有りのままに如実な姿で浮び上つてこないであらうし、従つてかかる士大夫社会を背景とした幾多の歴史的事実に対する的確な評価も亦望めないであらうと思われるのである。

と結んでいるが、氏が除外しようとする「士大夫的色彩と党派感情」こそが、中国近世社会の実体に他ならないのである。士大夫的色彩にいろどられた名臣言行録の史観が、たとえ牢固としたイデオロギーとなつて沈潜し、現代の学者の判断を狂わせるとしても、それをなくしてしまつては、当該時代を本当に理解したことはならないのである。そしてその実体を描くためには、歴史事実にのみ立脚した「適合の真実」だけではなく、その「現象の本性を露呈」する方法を模索しなければならないのではないだろうか。

三 蘇東坡と王安石

王安石の新法が実施されて間もない熙寧二年（一〇六九）十二月、蘇東坡は長大な新法批判の上奏文「上神宗皇帝書」を提出した。この七千余言にも及ぶ文章は、彼の論旨を明確にしており、かつ数多ある新法批判の代表例と目されている¹³。

この当時、蘇東坡の役職は権開封府推官であり、新法の枢要からは程遠い位置にあつた。にもかかわらず、この「上神宗皇帝書」には、実務に携っていないなければ知ることのできない細かな部分への指摘がいくつもあつた。いくら

蘇東坡の天才を以てしても、知らないものは書きようがない。竺沙雅章氏によれば、彼は同年八月に出された蘇東坡の上書「制置三司条例使論事状 奏乞外任状附」を引き写した可能性があるという¹⁴⁾。

……四種の奏状のうちに「上神宗皇帝書」は、当時立案もしくは施行中の新法全般を批判し、「結人心、厚風俗、存紀綱」を献言したものであり、彼の政治的意見を集約したといえる上書である。……ところがこの上書を同年八月庚戌にたてまつった弟轍の「乞外任状」（欒城集）と比較してみると、募役法、青苗法、均輸法等の新法を批判した部分の文章は、ほとんど両者一致しており、軾が弟の奏状を参考にしてこの上書を執筆したとみられるのである。

竺沙氏は、こういうことをする人物であるから、王安石が蘇東坡を排斥したのも無理はない、と述べているが、それでは彼の行動の理由を正確に理解したことにはならないだろう。気になるのは蘇東坡の行為が現在の価値観に照らして、いいか悪いかということよりも、彼の真意が何処にあったかということである。四ヶ月前に提出された上奏文と、ほぼ同じ文章を含むものを提出されて、神宗が気づかないはずはなく、もし蘇東坡が本気で、あたかも自分独自の意見であるかのように弟の文章を使用したとするならば、よほどのうっかり者といえるべきである。ここはやはり、彼のいいたかったことの主体が、新法の実施に対する具体的な批判ではなかったと考えるべきであろう。ここから自ずと蘇東坡が真に主張したかったことが浮かび上がってくるはずである。先ず蘇東坡の「上神宗皇帝書」が提出された背景から見ていこう。

嘉祐六年（一〇六一年）十一月十九日、簽書鳳翔府判官として任地に出発した蘇東坡は、出発する前、父と共に

京師開封に留まることになった弟の蘇轍に「辛丑十一月十九日、既に子由と鄭州の西門の外に別る。馬上にて詩一篇を賦し、之に寄す」¹⁵の詩を送った。

酒も飲まないのに、酔ったような心持ち、出かける前から望郷の念に捉えられてしまったようだ。帰って行く人ですら、おのずと家庭のことを思わずにいられないのに、今出発しようとする私は、どうやってこの寂しさを紛らしたもののか。

……私だって、人生には必ず別れが付き物だということくらい知っているつもりだが、それにつけても恐ろしいのは歳月のたつ早さである。宿の寒々とした灯りの下で語り合ったまき囁昔やのことは忘れまい、しかし何時になつたら再び寝台を並べ、二人してそぼ降る雨の音を聞く日が来るだろう。君、この気持ちを忘れてはいけない、だからお互い、あまり出世はしないでおこうよ。

この詩は弟との別れを惜しみ、ともに愉しい時を過ごしたいから、互いにあまり出世はしないでおこう、と述べているように、一見したところ出世欲に恬淡とした心境を表現しているようだが、こうはつきり将来のことに言及している裏には、自分たちは政界で活躍するようになるのだという、強い自信のほどがうかがわれるのである。それもそのはずで、蘇東坡は進士に合格した時、試験官であった歐陽脩に激賞されており、さらに制科の試験においても、宋代を通じて二人だけという第三等に入っている¹⁶。このままトントン拍子に出世し、弟と語り合う時間もなほほど多忙な身の上となることを予想したとしても、強ち的はずれな空想ではなかつたのである。ところが現実には、彼の思わくどおりに進行するどころか、まったく逆であった。

英宗の治平二年（一〇六五）、蘇東坡は簽書鳳翔府判官の任を終え、都開封へ帰還して判登聞鼓院に入った。英宗が彼の評判を聞き、唐代の故事に倣って翰林院に召し、知制誥をまかせようとしたところ、宰相の韓琦から待ったがかげられた。「蘇軾の才能は遠大の器であり、いつの日か天下のために役立つでしょう。朝廷において彼を養っておき、天下の官僚たちに畏敬の念を起させ、皆が彼の任用を望むようになってはじめて用いれば、誰も文句を言うものはありませんまい。いま早急に昇進させると、他の官僚たちはその起用に納得せず、彼の身に累が及ぶこともありましょう」つまり、まだ任用する時期に至っていないというのがその理由である。それならというので英宗は修起居注に就任させようとしたが、知制誥に近すぎるといふ理由で反対された。結局再び試験が行われることになり、蘇東坡はここでもまた三等に入つて直史館に職を得た。彼は後に韓琦の言葉を伝え聞き、「人を愛するのに徳を以てする方だ、と謂うべきだろうな」とつぶやいた¹⁹。

その直後に父蘇洵が死去し、蘇東坡は服喪のため蜀の眉山へ帰郷した。朝廷に復帰したのは神宗の熙寧二年（一〇六九）である。この年から王安石が諫議大夫、参知政事の資格で政権を担当することになり、制置三司条例という新法の企画立案組織が新設され、呂惠卿が抜擢された。この時蘇軾も、制置三司条例司検詳文字として組み入れられている¹⁹。王安石のすべり出しは上々で、後に反対派の領袖となる司馬光すら好意的であった。蘇東坡も、弟が参画する政府に対して、特別悪い感情を持つてはいなかったに違いない。

この雲行きが怪しくなるのは、五月に入つてからである。群臣が学校貢舉の見直しについて議論した際、蘇東坡の意見が神宗の目にとまった。広く有能の士を集め、治世に裨益させようとする青年天子は、すぐさま彼を引見した¹⁹。

「何を以て朕の政治を助けてくれるか」と問われた蘇東坡は、政策の実効を求めることが性急にすぎ、人の意見を

求める範囲が広すぎ、臣下を昇進させる速度が速すぎるので、もっとじっくり時局を見きわめることが大事であると答えている。さらに、召見してもらおうのは大変嬉しいが、陛下は私のことを十分ご存じない。ただ意見だけを聞いて召見されたが、以後巧いことを言つて昇進に与ろうとする者が後を絶たなくなる恐れがある、と述べた。これは多分制置三司条例司に、十分実績を上げていない者を抜擢したことを諫めた言葉であつただろう。

神宗が彼の言葉を王安石に伝え、なにかちよつとした役職に就けてやりたいという希望を告げると、王安石は「私は人を用いるときは、その仕事を見きわめてからでなくてはならない、と何度も申し上げて参りました」と言い、呂惠卿を推薦した。神宗はそこで蘇東坡の応対ぶりの見事さを褒めて任用すべきだと主張し、修中書条例はどうかと持ちかけた。王安石は蘇東坡の意見が自分と合わないことを理由にそれを断り、「今蘇軾は皆と違うことばかりいつて我々の大業をやめさせようとしています。恐らくことさらに異論を申し立て、ことを台無しにしてしまうでしょう。陛下は人を用いられる場合、再三に渡つて熟考し、本当に使える者だけを用いられますように。今はただ蘇軾を言葉だけで判断しておられ、その言葉も、まだ有用と決まつたわけではありません。軽々しく用いられますように」²⁰と、クギをさした。この言葉は蘇東坡の言つたことをそのまま利用しており、神宗は反論し得なかつた。しかし、まだ彼の起用を完全に諦めたわけではなく、別の機会を捉えて、蘇東坡の名を持ち出した。王安石の答えは「蘇軾兄弟は、だいたい飛箱、脆圍を事とするような連中です」であつた。『鬼谷子』²¹の篇名に喩えて、縦横家のように時局を見ることばかりに汲々としている、と皮肉つたのである。神宗は、「それならば我々の事業に加担してくれてもよさそうなものだが、なにゆえ異論を申し立てるのか」と訝つた²²。この時神宗はまだ蘇東坡という人物をよく理解していなかつたのである。とはいえ、その才能は認めており、好意を示したいという気持を失つてはいなかつた。

十一月、蔡延慶と孫覿が同修起居注に任命された。神宗は初め蔡延慶の代わりに蘇東坡を予定していたのだが、今度も王安石から掣肘されたのである。「蘇軾は邪僻よこしまな人間です。『賈誼論』⁽²³⁾を書いて、賈誼は『ゆっくり手を回して周勃、灌嬰といった高祖劉邦以来の元老たちと深く結びついてから、天下の権を握るべきであった』などと薄汚いことを述べ、歐陽脩に追従しようとして脩が『正統論』で章望之を斥けると、自分も論文で章望之を難じるといった具合です。その論旨は全く筋が通っておりません。それだけではなく、父の喪に服するため故郷へ帰った折り、韓琦等が金帛を贈ろうとしたのを受け取りもせず、蘇木などを船何艘分か売って金に換えました。これは誰でも知っていることです。司馬光は呂惠卿が賄賂を取ったと言い立て、蘇軾は平静な人物だという、これでは誣告も甚だしいというものです。陛下は風俗を変え、邪説をなくそうとされてるのに、この人物を起用すれば、陛下の評価規程があやふやになってしまいます。」⁽²⁴⁾

神宗は、王安石の反対を押し切ることが出来ず、蘇東坡を同修起居注に就けるかわりに、開封府の推官に任命した。その翌月提出されたのが「上神宗皇帝書」である。しばらく昇進は無理としても、せめて皇帝に親しく相談を受ける位置を確保しておきたいという意図からであった。彼は「上神宗皇帝書」の結末部分で次のように述べている⁽²⁵⁾。

以前学校貢挙の改革が議論されたとき、私は大臣の思わくに違いましたので、追放覚悟で敢えて自説を述べましたところ、陛下だけが私の言葉にうなずいてくださいました。そして、曲げて召見を賜り、あたたかいお言葉をいただいた後、こう仰せになりました。「今の政令の得失は何処にあるとおもうか。朕の過失であつても構わずに指摘してほしい」私はすぐに、「陛下は生まれながら知恵に優れ、文武両道に通じる天分をお持ちですか

ら、賢くないことに悩む必要はなく、勤勉でないという憾みもなく、決断力のなさを悔むこともありません。ただ政策の実効を求めることが性急にすぎ、臣下を昇進させる速度が速すぎ、人の意見を求める範囲が広すぎます」とお答えしました。またそうである理由も申し述べました。陛下はうなずいて「卿の三つの言葉、よく考えてみよう」と仰せ下さいました。

蘇東坡は暗示的看過法によって、神宗に対話を求めているのである。それに比べれば新法の諸政策に対する具体的な批判などは、言いたいことの一部でしかない。自分が新法に反対していることが伝わればいいのであるから、政策に関する正確な情報を持ち得ない立場にいる以上、弟の奏状から引用したとしても、彼にしてみれば当然のことであつただらう。蘇東坡はまた、前の文章に続けて次のように訴えている²⁶。

私の狂愚は今日に始まつたものではありませんが、陛下はずっとそれを許してくださいました。どうして、以前は許してくださいましたが、後で許されなくなることがありますでしょうか。これを頼りに懼れもなく申し上げるのです。

以前は召見を賜つて親しく意見を聞いてもらえたのに、いまそれが許されなくなることのないようにお願いしたい、というのである。しかしそういう人物の存在を王安石は許容することが出来なかつた。せっかく旨く行きかけている改革を、横合いから邪魔されてはたまらないというので、彼は蘇東坡の登用どころか、神宗と親しく議論できる立場にもおいておきたくなかつた。こうして対話の機会を奪われた蘇東坡は、内心にくすぶる鬱憤を批判の詩に託

して公表せざるを得ないところまで追い込まれてしまったのである。

四 批判的な詩

『烏台詩案』において劾奏者のひとりである御史中丞李定は、蘇東坡のことをこう書いている。

蘇軾はもともと学問もないのに、むやみに世間の称賛を受け、たまたま試験に合格したため、儒館を損なう結果となった。皇帝が改革を指導されたとき、新たに拔擢された者たちは、蘇軾と折り合いが悪かった。蘇軾はもう朝廷で出世できないと思いついて、怒りと恨みをいだき、おもうさま罵詈雑言を吐き散らした。これは文字に表され、皆の知るところである。

これに対応して、蘇東坡の供述には、

科擧合格後、まだ館職を授けられる前から、何年も昇進を果たせず、さらに朝廷の人事が若い者を多く使う傾向にあり、彼等と意見が一致しませんでした。それで詩や賦を作つてそのことを諷刺し、これらの作品を読む多くの人々に、私の言うことをもつともだと思つてもらいたかったです。

とある。そう書くよう強要された可能性も否定はできないが、これまで見てきたことと考え合わせるならば、恐らく本音を記述したものであろう。「劉道原の寄せらるるに和す」⁽²⁹⁾詩でも、

あえてこの素晴らしい世の中にあつて、受け容れてもらえないことを怨むのです。

と、書いている。ここから分かるように、蘇東坡が書いた多くの批判の詩は、具体的かつ論理的な体制批判ではなく、ここに表されたような「面白くない」という感情に導かれて作つたものである⁽³⁰⁾。彼の諷刺はだいたひ帰謬法を用い、まず自分が無能の人であることを強調し、すぐれた官吏たちの手によつて新法が正しく行われていること、そして民衆が困苦にあえいでいることを述べる。勿論全ての詩がこの条件を満たしているわけではないが、例えば、「子由に戯ふ」詩⁽³¹⁾では、

子由は万巻の書物を読んできたが、法律関係のものは読まなかつた。だから主君を堯舜なみにしてさしあげることはできない。農業を促進するための使者たちが、雲霞の如く各地を飛び回っているのをよそに、君ときたら塩味だけの野菜を旨そうに食べている。……杭州の副知事である私は特に功績もないのに、大きな家に住んでいる。……前は恥ずかしくて出来なかつたのに、今では疲れ切つた人々に平気で笞打つようになってしまつた。

と、弟と軽口を言い合う調子で、新法を皮肉っている。蘇東坡は「これらの作品を読む多くの人々に、私の言うこ

とをもつともだと思つてもらいたかつた」と言つてゐるように、自らの不満を自分だけのものとして書くことをせず、誰かとの対話という形で表現することが多いのである。「吳中田婦の歎き」⁽²²⁾もそうである。

(田婦のことば) 今年は粳稻が実るのが遅くて、いつ霜が降りたり風が吹いたりするかと思うとやきもきします。霜や風のあるときはそれはすごい雨が降るもんです。馬鋤にはキノコが生え、鎌にはコケが生える始末です。この目の涙がかれたつて降り止もうともせず、稻が泥の中でぐったりしているのは、見るに忍びないものです。わたしらは隴の茅苦とまやで一月も暮らしました。漸く空が晴れたので、稻を車にのせて帰りました。汗は流れっぱなし、肩を赤く腫らして市場に行つたのに、手に入る代金の安さときたら、まるでぬか売つたみたいでした。

(田婦の愚痴を聞いた蘇東坡の感想) それで、牛を売つて税金を納め、戸板をぶつ壊して飯を炊く。考えが浅いから来年の飢饉のことなど思いも至らない。官は今錢を取りたがつて米を取りたがらない。これでは、西北の万里から、わざわざ野蠻人を連れてきたようなものではないか。龔遂(漢の渤海太守)や黄覇(漢の潁川太守)のような立派なお役人が朝廷に満ちているのに、人々はよけいに苦しんでいる。

(再び田婦のことば) こんなことでは河伯の妻になる(入水する)方が、なんぼかましてございますよ。

このように、新法を批判し、民衆の苦しみを詠つた詩は、大部分蘇東坡による再構成をふくんでいる。民衆の暮らし向きは、いつの時代でもそれほどいいものではないし、何かにつけ愚痴を言い合うのが、楽しみの一つでもある。しかも、それを聞いてくれるのが、自分たちなどには鼻も引っかけないとおもわれた副知事ではないか。いきおい、

日頃の鬱憤などをぶちまけたが、まさか自分が体制批判をしているとは、考えもしなかったであろう。こうした結構を持つ詩は他にもあるが、有名なものに「山村五絶」其三³³がある。

七十になる爺さん、腰に鎌を差しておでかけ、

「ありがたいことに春の山ではタケノコもワラビも採れます」

「孔子様が韶の音を聞いて三月肉の味を忘れたとか言いますね」

「いやなに、この三月塩味を忘れております」

この詩のとぼけた味わいは、二人の会話が微妙に食い違っているところにある。タケノコやワラビが採れてありがたいという老人に、『論語』述而篇のことばでからかい半分に問いかける蘇東坡。『論語』を知らない老人は、忘れたのは塩味だと答える。二人の掛け合いによって、新法のために不自由を余儀なくされる庶民の姿が、滑稽味を帯びて描写されている。しかしこの老人も塩の値が上がって不自由はしているが、別段新法のために苦しめられているとは思ってもいないだろう。鎌を腰に、いそいそと春の山へ登っていくこうとする姿は、愉しげですらある。一体、新法だ旧法だと騒いでいるのは、中央と地方の役人ばかりである。庶民にとってはどちらにせよ取られるものは取られるのだから、一長一短など目にはいるはずもなく、ただ漠然とした肌合いの違いだけでしかない。それをあたかも、「新法による民衆の困窮」の物語として歌い上げたところに、蘇東坡の意識が反映しているのである。しかし実際には、彼は杭州でこれまでになく楽しい日々を過ごしている。「湖上に飲む初め晴れ後雨ふる二首」詩に対して清の王文誥が³⁴、

これは名作である。空前絶後というべきだ。蘇東坡は西湖を詠った詩のすべてに意匠を凝らして方法を一変させてしまった。これらの作品は皆『錢塘集』に収められている。その後、杭州知事になったときは、災難続きで心労が重なり、すでにこのような傑出した作品は作れなくなっていた。

と述べているように、詩もこのころの作品は非常に伸びやかである。とても新法による物情の荒廃どころではないのである。

ともあれそういったことからいったん離れてみた場合、こうして文字を書かない人々の代表としての田婦や老人のおしゃべりが、はっきりとした文学的な言葉となつて多文体的に表現されているところに蘇東坡の良さが現れている。庶民の貧しい暮らし向きや物情の荒廃といったテーマは、先輩の梅堯臣なども詠っているが、どうしてもモノローグ的な描写とならざるをえず、このような様々なことが複合した作品は、蘇東坡の特徴といつてよいであろう。

五 おわりに

元豊七年（一〇八四）四月一日、足かけ五年にわたる黄州流謫の後、蘇東坡は汝州団練使となつて黄州を離れた。それから廬山に登り、筠州に子由を訪ねる気ままな旅を続け、六月の末、江州、池州を経て船で金陵へ入った。金陵には当時宰相を辞任した王安石が隱居しており、蘇東坡は七月中に彼を訪れたのである。

彼は「滕達道に与ふる書」⁽³⁵⁾に、

私はここ（金陵）へ到着し、その折り王荊公（安石）に会いました。彼はたいそう喜び、詩を作ったり、仏教について語り合ったりしました。

と書いている。「たいそう喜」んだとは、無論蘇東坡に会えたことを喜んだのである。王安石は引退後、ずいぶん寂しい日々を送っており、以前はあれほど目の敵にした蘇東坡を心から歓迎したのだった。二人は詩を作り、四方山の話をし、少しでも政治の話題に触れた。そしてこの時王安石は蘇東坡に、金陵の土地を買ってとなりに引越してきてはどうかとすすめたのである。この従憑に蘇東坡はずいぶんと乗り気になつたらしく、王安石に出した手紙⁽³⁶⁾に、

金陵の地に田を購入し、あなたのおそばで暮らして、鍾山の下で老年を迎えたいと存じます。

と書いている。

また金陵を離れてからも「荊公の韻に次す四絶」其三⁽³⁷⁾において、

（王安石は）試しに三畝の宅地を手に入れてはどうか、とすすめてくれた。王公と仲良く交際するのが、今思えば十年遅かったようだ。

と詠んでいる。王安石のことがよほど嬉しかったに違いない。

ところで次の句、交際するのが十年遅かったとは、王安石新法の開始当時にさかのぼっての感慨であるが、ここからも政策や政治思想の違いだけで反対したわけではないことがうかがわれるだろう。

つまり「十年前、仲間に入れてもらっていれば、今度のような楽しい語らいの時をもっと過ごすことが出来ただろう」という心情が込められているのである。蘇東坡は王安石の頭の上を越えて、一足飛びに神宗とつながりを持つとうとして失敗し、一方王安石の方はそのときの蘇東坡の気持ちを見抜くことが出来ず、闇雲に排斥しようとした。しかし、会ってじっくり話してみれば、実気が合うのである。二人とも十年間お互いを見損なっていたのであり、それはうっかりしていたとしか言いようのない行き違いであった。

八月十四日、蘇東坡は金陵を出発し、友人王益柔とともに真州へ向かう。十年來のわだかまりは解けたが、結局金陵に田地を購入するという蘇東坡の計画は実現せず、この後再び二人が相まみえることはなかった。

註

(1) 王安石新法については、河上光一「宋代の経済生活」(吉川弘文館、一九六六年)、東一夫「王安石新法の研究」(風間書店、一九七〇年)、『王安石事典』(国書刊行会、一九八〇年)、宮崎市定「北宋史概説」(宮崎市定全集)十、岩波書店、一九九二年)、周藤吉之、中嶋敏「五代と宋の興亡」(講談社学術文庫、二〇〇四年)などがある。特に東氏の研究は、新法の各政策および反対派による批判、人間関係の分析に至る浩瀚なものであり、論述も詳細を究めている。また宮崎氏の論文は、新法の要点を簡略にまとめ、参照に便利である。

(2) 横山伊勢雄「蘇軾の政治批判の詩について」(漢文学会会報)三二号、一九七二年、六月)、朱靖華「蘇軾与王安石、司馬

光的異同」(『蘇軾論』京華出版社、一九九七年、四二—四九頁)、木斎『蘇東坡研究』(広西師範大学出版社、一九九八年)第二章、蘇軾野性論、第三節、「野性」的発展期、四五—四七頁。また近藤光男『漢詩選十一 蘇軾』(集英社、一九九六年、六八—六九頁)でも、政治思想の相違と、蘇東坡の皇帝に対する提言が、王安石の痛いところをついていたため、煙たがられる存在になったとする。

(3) この間の事情については、石本道明「烏台詩案」前後の蘇軾の詩境—「楚辭」意識に ついて—(『國學院雜誌』二、一九八九年、二月)、近藤一成「東坡の犯罪—烏台詩案」の基礎的考察—(『東方学会創立五十周年記念東方学論集』、一九九七年、五月)内山精也「東坡烏台詩案考—北宋後期士大夫社会における文学とメディア—」(上)『橄欖』七、一九九八年十二月、同「蘇軾の文学と印刷メディア」『中国古典研究』四十六、二〇〇一年、十二月、保川佳昭「蘇軾の超然台の詩詞—寧九年起こった詩禍事件—」(『日本中国学 会報』五十一、一九九九年、十月)などを参照。

(4) 『蘇軾文集』卷二五(孔凡礼点校、中華書局、一九八六年)。

(5) 『蘇軾文集』卷九。

(6) 蘇東坡が湖州知事であった元豐三年(一〇八〇)、王安石退陣後の新法党当局者によって逮捕され黄州(湖北省黄冈県)に流された事件を、烏台詩案という。この事件における罪状の立件から決着にいたる経緯は、南宋 朋九万『烏台詩案』(叢書集成初編、中華書局、一九八五年)にまとめられている。同書には御史何正臣、舒亶等の弾劾文とならんで、蘇東坡直筆の供述書が付されている。

(7) 宮崎市定「宋代の土風」『宮崎市定全集』一一、岩波書店、一九九二年、三三九—三七五頁。

(8) 宮崎氏は、朱子が『言行録』に張方平の条を書くにあたり、蘇東坡兄弟の文章で埋めつくしているが、自身の『朱子語類』ではこき下ろしていることを紹介し、「これでは朱子が何の為に、言行録の中に張方平を書きこんだかと疑いたくなるが、前述のように言行録は教科書であって、歴史ではない。読んで為になる話であれば、たとえ事実が怪しくても構わないし、よしんば架空な人物であっても差支えないのであろう。(三四四—三四五頁)と述べている。

(9) ツヴェタン・トドロフ「虚構と真実」『歴史のモラル』(大谷尚文訳、法政大学出版社、一九九三年)一四七—一四九、一五一—一五二頁。ヴァレリーの言葉は寺田透他訳「現代世界の考察」『ヴァレリー全集』一二(筑摩書房、一九七八年)による。

(10) トドロフ前掲書、一四九頁。ただし、二重括弧部分および最後の一文は、マルク・オージュ「リュクサンブール横断」(『

Augé, *La Traversée du Luxembourg*, Hachette, 1985) からの引用である。

(11) トトロフ前掲書、一五二頁。

(12) 宮崎市定「北宋史概説」『宮崎市定全集』十、岩波書店、一九九二年、三八―三九頁。

(13) 元、馬端臨『文獻通考』卷三〇、市糶。

(14) 竺沙雅章「新法開始期の蘇軾」『藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集』（藤原弘道先生古稀記念史学仏教学論集刊行会、一九七三年）。竺沙氏は「募役法、青苗法、均輸法等の新法を批判した部分の文章」としか書いていないので、実際に両上書の重複部分を抜出してみると、左のようになる。

蘇東坡「上神宗皇帝書」

○近者雖使郷戸頗得雇人、然而所雇逃亡、郷戸猶任其責。今遂欲於兩稅之外、別立一科、謂之庸錢、以備官雇。則雇人之責、官所自任矣。自唐楊炎廢租庸調以為兩稅、取大曆十四年應干賦斂之數、以定兩稅之額、則是租調與庸、兩稅既兼之矣。今兩稅如故、奈何復欲取庸。

○且一歲之戍、不過三日、三日之雇、其直三百。今世三大戸之役、自公卿以降、毋得免者、其費豈特三百而已。

○昔漢武之世、財力匱竭、用買人桑弘羊之說、買賤賣貴、謂之均輸。于時商賈不行、盜賊滋熾、幾至於亂。孝昭既立、學者爭排其說。霍光順民所欲、從而予之、天下帰心、遂以無事。不意今者此論復興、立法之初、其說尚淺、徒言徒貴就賤、用近易遠。然而広置官属、多出緡錢、豪商大賈、皆疑而不敢動、以為雖不明言販賣、然既已許之交易、交易既行、而不与商賈爭利者、未之聞也。夫商賈之事、曲折難行、其買也先期而与錢、其売也後期而取直、多方相濟、委曲相通、倍稱之息、由此而得。今官買是物、必先設官置吏、簿書廩祿、為費已厚、非良不售、非賄不行。是以官買之価、比民必貴。及其売也、弊復如前、商賈之利、何緣而得。朝廷不知慮此、乃捐五百萬緡以予之。此錢一出、恐不可復。

蘇轍「制置三司条例使論事狀 奏乞外任狀附」

○轍親近歲雖使郷戸頗得雇人、然而所雇逃亡、郷戸猶任其責。今遂欲於兩稅之外、別立一科、謂之庸錢、以備官雇。郷戸旧法、革去無余。雇人之責、官所自任。且自唐楊炎廢租庸調以為兩稅、取大曆十四年應干賦斂之數、以定兩稅之額、則是租調與庸、兩稅既兼之矣。今兩稅如故、奈何復欲取庸。

○夫一歲之更不過三日、三日之雇不過三百。今世三大戸之役、自公卿以下無得免者。

○昔漢武外事四夷、内興宮室、財力匱竭、力不能支。用賈人桑弘羊之說、買賤売貴、謂之均輸。雖曰民不加賦、而國用饒足、然而法術不正、吏緣為姦、措克日深、民受其病。孝昭既立、學者爭排其說。霍光順民所欲、從而予之、天下歸心、遂以無事。不意今世此論復興、衆口紛紛、皆謂其患甚於漢。何者、方今聚斂之臣、才智方略未見桑弘羊之比、而朝廷破壞規矩、解縱繩墨、使得馳騁自由、唯利是嗜。以轍觀之、其害必有不可勝言者矣。今立法之初、其說甚美、徒言從貴就賤、用近易遠。苟誠止於此、則似亦可為。然而假以財貨、許置官吏、事體既大、人皆疑之。以為雖不明言販賣、然既許之以變易矣、變易既行、而不與商賈爭利者、未之聞也。夫商賈之事、曲折難行、其買也先期而與錢、其売也後期而取直、多方相濟、委曲相通、倍稱之息、由此而得。然至往往敢折、亦不可期。今官買是物、必先設官置吏、簿書祿廩、為費已厚。然後使民各輸其所有、非良不售、非賄不行。是以官買之價、比民必貴。及其売也、弊復如前、然則商賈之利、何緣可得。徒使謗議騰沸、商旅不行。議者不知慮此、至欲捐數百萬緡以為均輸之法、但恐此錢一出、不可復還。

以上見比べると、助辭や内容表現に幾つか相違するところはあるが、ほとんど同じ文章といつてよいだろう。

(15) 『詩集』卷三、辛丑十一月十九日、既与子由別於鄭州西門之外、馬上賦詩一篇寄之「不飲胡為醉兀兀、此心已逐掃鞍筵、婦人猶自念庭闈、今我何以慰寂寞、……(中略)……亦知人生要有別、但恐歲月去飄忽、寒燈相對記曠昔、夜雨何時聽蕭瑟、君知此意不可忘、慎勿苦愛高官職。」

(16) 『宋史』卷三三八、蘇軾伝に「(歐陽)脩語梅聖俞曰、吾当避此人出一頭地。聞者始譁不厭、久乃信服……歐陽脩以才識兼茂、薦之秘閣。試六論、旧不起草、以故文多不工。軾始具草、文義粲然。復对制策、入三等。自宋初以来、制策入三等、惟具育与軾而已」とある。

(17) 『宋史』卷三三八、蘇軾伝。

(18) 『統資治通鑑長編拾補』(中華書局、二〇〇四年。以下「長編拾補」と略称)卷四、熙寧二年、三月癸未条。

(19) 『長編拾補』卷四、熙寧二年五月条。

(20) 『長編拾補』卷四、熙寧二年五月条。

(21) 『鬼谷子』三卷。蘇秦、張儀の師匠鬼谷先生の著作と言われるが、偽書とみられる。戦国時代の縦横家の所説を述べ、時勢に適応すべきであると主張する。飛箝、龐圖はその篇名。

(22) 『長編拾補』卷五、熙寧二年八月庚戌条。

(23) 『蘇軾文集』卷四、賈誼論。

- (24) 『長編拾補』卷六、熙寧二年十一月己巳条。
- (25) 『蘇軾文集』卷二五、上神宗皇帝書、「向者以議學校貢舉、首違大臣本意、已期竄逐、敢意自全。而陛下独然其言、曲賜召对、從容久之、至謂臣曰、方今政令得失安在、雖朕過失、指陳可也。臣即对曰、陛下生知之性、天縱文武、不患不明、不患不勤、不患不断、但患求治太速、進人太銳、臆言太広。又俾具述所以然之状。陛下頷之曰、卿所獻三言、朕当熟思之。」
- (26) 『蘇軾文集』卷二五、上神宗皇帝書、「臣狂愚、非独今日、陛下容之之久矣。豈其容之於始而不赦之於終、恃此而言、所以不懼。」
- (27) 『烏台詩案』御史中丞李定劄子、「臣切見知湖州蘇軾、初無學術、濫得時名、偶中異科、遂叨儒館。及聖上興作、新進仕者、非軾之所合。軾自度終不為朝廷獎用、銜怨懷怒、恣行醜詆、見於文字、衆所共知。」
- (28) 『蘇軾詩集』卷七、和劉道原原寄、「……敢向清時怨不容……」。無論この場合の「清時」は皮肉であろう。
- (29) 『烏台詩案』供状、「……登科後未入館、多年未甚進擢、兼朝廷用人、多是少年、所見与軾不同、以此撰作詩賦文字譏る諷、意圖衆人伝看、以軾所言為当。」
- (30) 新法を具體的に批判した「寄劉孝叔」詩の「保甲連村固未遍、方田訟牒紛如雨」(『蘇軾詩集』卷一三、孔凡礼点校、中華書局、一九八二年)といった詩句もあるが、その根源にあるのは理性的な判断ではなく、感情であり、公的な思想ではなく、より私的な不満なのである。
- (31) 『蘇軾詩集』卷七、戲子由、「……讀書万卷不諳律、致君堯舜知無術。勸農冠蓋鬧如雲、送老壘塩甘似蜜。……余杭別駕無功勞、画堂五丈容旂旆。……平生所慚今不恥、坐对疲氓更鞭箠……」。
- (32) 『蘇軾詩集』卷八、吳中田婦歎、「今年粳稻熟苦遲、庶見霜風來幾時。霜風來時雨如瀉、杷頭出菌鎌生衣。眼枯淚尽雨不尽、忍見黃穗臥青泥。茅苫一月隴上宿、天晴穫稻隨車帰。汗流肩膊載入市、価賤乞与如糠粃。壳牛納稅折屋炊、慮淺不及明年飢。官今要錢不要米、西北万里招羌兒。糶黃滿朝人更苦、不如却作河伯婦。」
- (33) 『蘇軾詩集』卷九、山村五絶、其三、「老翁七十自腰鎌、慚愧春山筍蕨甜。豈是聞韶解忘味、爾來三月食無塩。」
- (34) 『蘇軾詩集』卷九、飲湖上初晴後雨二首に対する清、王文誥の注(『蘇文忠公詩編註集成總案』卷九)、「此是名篇、可謂前無古人、後無來者。公凡西湖詩、皆加意出色、變尽方法。然皆在『錢塘集』中。其後帥杭、劳心裁賑、已無復此種傑構……」。
- (35) 『蘇軾文集』卷五一、与滕達道書、第三十八、「某到此、時見王荆公、甚喜、時誦詩說仏也。」
- (36) 『蘇軾文集』卷五十、与王荆公書、第二、「……欲買田金陵、庶幾得陪杖履、老於鍾山之下。」

(37) 『蘇軾詩集』 卷二十四、次荆公韻四絶、其三、「……勸我試求三畝宅、從公已覺十年遲」。

蘇東坡と王安石の新法

三二三